

## つくば市議会傍聴規則（昭和62年つくば市議会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第7条 (略) (傍聴人の守るべき事項)	第1条—第7条 (略) (傍聴人の守るべき事項)
第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 飲食 <u>(体調管理のための水分攝取を除く。)</u> 又は喫煙をしないこと。 (4)・(5) (略)	第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 飲食 _____ 又は喫煙をしないこと。 (4)・(5) (略)
第9条 (以下略)	第9条 (以下略)